

資料

軽度者に対する福祉用具
貸与の例外給付について

都城市介護保険課

令和6年5月28日

福祉用具貸与及び販売について

基準省令等

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号 改正：平成 24 年 3 月 13 日)

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号 改正：平成 24 年 3 月 13 日)

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について

(平成 11 年 9 月 17 日 老企第 25 号 改正：平成 24 年 3 月 16 日)

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

(平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 93 号 最終改正：平成 24 年 3 月 13 日)

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて

(平成 12 年 1 月 31 日老企第 34 号 最終改正：平成 24 年 3 月 24 日 老高発 0330 第 2 号・老振発 0330 第 9 号・老老発 0330 第 1 号「第 1・福祉用具 1・厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」)

「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について

(平成 21 年 4 月 10 日 老振発第 0410001 号)

1. 福祉用具の種目について

① 介護給付の対象となる福祉用具の種目は、告示に定められたものに限り、この告示に示されていない種目の貸与及び販売についての介護報酬算定は認められません。

(例：特殊寝台付属品として IV ポールの貸与は不可)

② 告示に定められた種目であっても、通知にある用途以外の目的での貸与及び販売には、介護報酬算定は認められません。

(例：転倒防止やベッドからの転落防止の目的での認知症老人徘徊感知機器・浴槽外で使用するための浴槽内いすの販売は不可)

※福祉用具専門相談員はもとより、介護支援専門員も担当者会議やモニタリング等を通して、適切なサービスが行われるようにケアマネジメントしてください。

軽度者等に対する福祉用具貸与について

都城市介護保険課

関係法令等

【居宅介護サービス】

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H24.3.13厚生労働省告示第87号）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(H12.3.1老企第36号 第2の9(2))

【介護予防サービス】

- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H24.3.13厚生労働省告示第91号）
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（別紙1 第2の11(2)）

【共通】

- 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年告示第94号）

1 基本的事項

軽度者（要支援1・2、要介護1）については、その状態像から使用が想定しにくい以下の福祉用具は、原則として給付の対象外となっています。※自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）については（要支援1・2・要介護1・2・3）

- 車いす ●車いす付属品 ●特殊寝台 ●特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具 ●体位変換器 ●認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト（つり具の部分を除く） ●自動排泄処理装置

2 例外給付

軽度者等で給付の対象外の福祉用具でも、次の(1)(2)(3)の場合は、例外的に給付が認められます。（フロー図参照）

(1) 直近の認定調査の結果から給付の必要性が認められる一定の状態（表1 状態像）にある軽度者

★確認依頼書の提出は不要です。当該認定調査票の写しを保管してください。

表 1

福祉用具	状態像（例外給付が認められる者）	可否判断基準 （認定調査票の基本調査の結果）
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1-7 歩行 「3. できない」 ※aケアマネジメントで判断
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4 起き上がり 「3. できない」 基本調査 1-3 寝返り 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具・体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 寝返り 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3-1 意思の伝達 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2 ～ 3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査 3-8 ～ 4-15 のいずれか「ない」以外 その他、主治医意見書に、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む 基本調査 2-2 移動 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗に一部介助または全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1-8 立ち上がり 「3. できない」 基本調査 2-1 移乗 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 ※aケアマネジメントで判断
カ 自動排泄処理装置	次のいずれかに該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 排便 「4. 全介助」 基本調査 2-1 移乗 「4. 全介助」

(2) a ア(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」(車いす及び車いす付属品)及びオ(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」(移動用リフトのうち、段差解消機のみ)については、必要性の判定に有効な認定調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能なものが参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者が判断します。居宅(介護予防)サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行います。

★確認依頼書の提出は不要です。主治医から得た情報やサービス担当者会議の記録等、給付対象であると判断した根拠となるものを記録・保管しておいてください。(記録・保管がなくケアマネジメントの適切さが確認できない場合は不適切な給付として、給付費は返還になります。)

★オ(三)については、移動用リフトのなかで段差解消機に分類される物を使用する場合を想定した状態像です。したがって、立ち上がり動作の補助や移乗動作の補助を目的とした用具、例えば昇降座椅子や吊り上げ式リフトの使用について、(三)の状態像を当てはめて、ケアマネジメントによって使用の判断をすることは適当ではありません。

(3) 認定調査の結果等からは給付の必要性が確認できないが、表2に該当する一定の状態にある軽度者等で、市が例外給付の対象であると確認した者

★市へ例外給付の申請を行い、例外給付の対象であると確認を受ける必要があります。

表2 利用者の状態像(※b)

i 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第95号告示第二十五号のイに該当する者 【例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象】
ii 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第95号告示第二十五号のイに該当することが確実に見込まれる者 【例：がん末期の急速な状態悪化】
iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第95号告示第二十五号のイに該当すると判断できる者 【例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避】

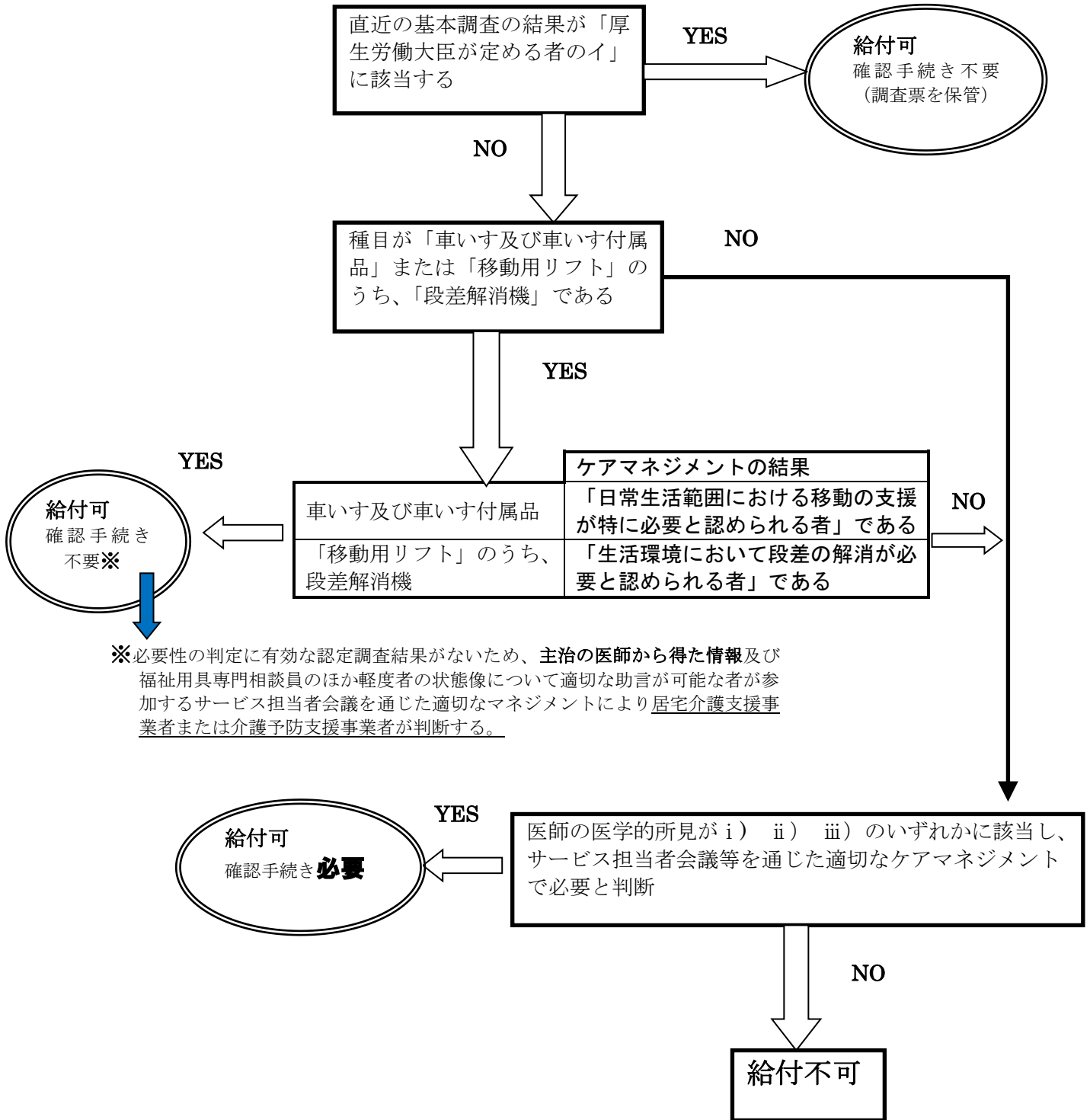
◆【例】は、あくまでもi~iiiに該当する可能性のある状態の例示です。【例】に挙げている病名であれば例外給付の対象になるということではありませんので、ご注意ください。

◆要支援1 要支援2も準じます。

福祉用具例外給付フロー

例外給付対象福祉用具

- ・車いす及び車いす付属品
- ・特殊寝台及び殊寝台付属品
- ・床ずれ防止用具
- ・体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ・自動排泄処理装置



※必要性の判定に有効な認定調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を通じた適切なマネジメントにより居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者が判断する。

3 例外給付の申請手続き

ケアプラン作成担当者が次の①～⑥の書類を介護保険課（給付担当）へ提出してください。確認の結果は、電話連絡後、確認済みの書類をお渡しします。

※例外給付の対象期間は、確認依頼をした日または要介護認定期間の開始日（認定期間の開始前に確認依頼をした場合）から要介護認定期間の終了日までですが、モニタリングの結果必要ないと判断された場合は、直ちにひきあげてください。

◆申請書類

- ① 軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）についての要否確認依頼書（様式1）
- ② 医学的所見を確認できるもの※1～2
- ③ 【要介護認定者】居宅サービス計画書1～3表
【要支援認定者】介護予防サービス支援計画書
- ④ 課題分析表（利用者基本情報・アセスメント表等）
- ⑤ サービス担当者会議の記録等※3
- ⑥ 必要とする福祉用具のパンフレット（写し）

※1 医学的所見を確認できるものとは（以下のいずれか）

- ・医師の意見書又は診断書
- ・任意書式に医師の医学的所見が記載されているもの
- ・医師から聴取した内容を記録したもの（経過記録等）
（聴取の場合、聴取日時及び方法・医療機関名・医師氏名の記載が必要です。）
- ・市の参考様式（様式2）

※2 医学的所見では以下の（ア）～（ウ）全てが分かる内容としてください。

- （ア） 福祉用具が必要となった傷病名、症状など
- （イ） 告示で示される判断基準（i）～（iii）の状態像いずれに該当するか
- （ウ） （i）～（iii）の状態像に該当すると判断した具体的な医学的所見

※3 サービス担当者会議の記録等では、医師の医学的所見に基づき例外給付の必要性について参加者全員で検討し、その検討内容を具体的に記載してください。

<手続きの流れ>

- 1) 介護支援専門員が市に書類を提出する。
- 2) 市が関係書類を確認し、要否を判断し、後日介護支援専門員に確認済みの書類を交付する。
（①の「都城市確認欄」を記入したものの写し③居宅サービス計画書1表または介護予防計画書に確認済み印を押印したもの）
- 3) 福祉用具貸与の開始（やむを得ない事情で書類提出が遅れる場合は、介護保険課へ連絡ください。）

★上記の手続きがない給付は、不適切な給付として返還の対象になります。

※福祉用具貸与事業者においても確認できるよう、2)の書類の写しを交付するなど、情報共有を図ってください。

4 その他

軽度者等に対する例外給付は、あくまでも例外的な取り扱いです。福祉用具の安易な使用は、利用者の自立をかえって阻害する恐れもありますので、例外給付を受けようとする場合は、利用者の意向に従うだけでなく、主治医の医学的所見やサービス担当者会議等により、利用者の状態と福祉用具の必要性について十分に検討してください。

また、例外給付の間においても、定期的に福祉用具使用の効果や必要性を検証してください。

1. 車いす・車いす付属品

① まず最初に・・・

まずは直近の「認定調査票」を確認しましょう！

直近の認定調査票の各項目が下表に該当しますか？

日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7が「3. できない」
-------------	-------------------

○ 該当する場合

福祉用具の必要性が調査票により確認できるため、貸与可能。サービス担当者会議を開催し当該調査票を保存しておくこと。→この場合は保険者への確認依頼書の提出は不要です。

× 該当しない場合 →②へ進んでください

② 調査票で該当しない・・・

日常生活における移動の支援が特に必要ですか？

日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	サービス担当者会議等の結果で判断
-----------------------------	------------------

○ 移動の支援が特に必要と認められる

医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を通じた適切なマネジメントによりケアマネジャーが判断する。判断根拠等についてはケアプランに明記しておくこと。→この場合は保険者への確認依頼書の提出は不要です。

③ 「①・②」に該当しない・・・

※貸与を開始するのは原則として確認依頼書の提出後です。ただし、貸与の必要性が確認できなかった場合は給付できません。

例外給付の対象期間は、確認依頼をした日または要介護認定期間の開始日（認定期間の開始前に確認依頼をした場合）から要介護認定期間の終了日までですが、モニタリングの結果必要ないと判断された場合は、直ちにひきあげてください。

医学的所見に基づき車いすが必要な状態像が判断できますか？

医師の医学的所見（主治医意見書 or 診断書 or 照会文書等 or 面談、電話等による聴取）より下表の i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できますか？

<医師の医学的所見に基づき必要性が想定される状態像>
i 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示第94号三十一のイに該当する者（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等）
ii 疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに告示第94号三十一のイに該当することが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化等）
iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から告示第94号三十一のイに該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態はあくまで例であり、括弧内以外の状態であっても「必要性が想定される状態」と判断される場合もありうる。

<告示第94号三十一のイに該当する者>
1 日常的に歩行が困難な者
2 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者

○ 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できる

→確認依頼書の提出手続きを行ってください。

× 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できない

→この場合は介護保険を利用した貸与は不可となります。

2. 特殊寝台・特殊寝台付属品

④ まず最初に・・・

まずは直近の「認定調査票」を確認しましょう！

直近の認定調査票の各項目が下表に該当しますか？

(1) か (2) のいずれかに該当する者	
(1) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1 - 4 が「3. できない」
(2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1 - 3 が「3. できない」

○ 該当する場合

福祉用具の必要性が調査票により確認できるため、貸与可能。サービス担当者会議を開催し当該調査票を保存しておくこと。→この場合は保険者への確認依頼書の提出は不要です。

× 該当しない場合 →②へ進んでください

② 調査票で該当しない・・・

※貸与を開始するのは原則として確認依頼書の提出後です。ただし、貸与の必要性が確認できなかった場合は給付できません。

特別な事情がある場合で書類が貸与開始前に提出できない場合はあらかじめ保険者へ相談してください。新規申請や区分変更申請中でも書類の提出は可能ですので、保険者に提出後に貸与を開始してください。

医学的所見に基づき状態像が判断できますか？

医師の医学的所見（主治医意見書 or 診断書 or 照会文書等 or 面談、電話等による聴取）より下表の i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できますか？

<医師の医学的所見に基づき必要性が想定される状態像>	
i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示第 94 号三十一のイに該当する者（例：パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象等）
ii	疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに告示第 94 号三十一のイに該当することが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化等）
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から告示第 94 号三十一のイに該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態はあくまで例であり、括弧内以外の状態であっても「必要性が想定される状態」と判断される場合もありうる。

<告示第 94 号三十一のイに該当する者>	
1	日常的に起き上がりが困難な者
2	日常的に寝返りが困難な者

○ 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できる

→確認依頼書の提出手続きを行ってください。

× 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できない

→この場合は介護保険を利用しての貸与は不可となります。

3. 床ずれ防止用具・体位変換器

⑤ まず最初に・・・

まずは直近の「認定調査票」を確認しましょう！

直近の認定調査票の各項目が下表に該当しますか？

日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3が「3. できない」
--------------	-------------------

○ 該当する場合

福祉用具の必要性が調査票により確認できるため、貸与可能。サービス担当者会議を開催し当該調査票を保存しておくこと。→この場合は保険者への確認依頼書の提出は不要です。

× 該当しない場合 →②へ進んでください

② 調査票で該当しない・・・

※貸与を開始するのは原則として確認依頼書の提出後です。ただし、貸与の必要性が確認できなかった場合は給付できません。

特別な事情がある場合で書類が貸与開始前に提出できない場合はあらかじめ保険者へ相談してください。新規申請や区分変更申請中でも書類の提出は可能ですので、保険者に提出後に貸与を開始してください。

医学的所見に基づき状態像が判断できますか？

医師の医学的所見（主治医意見書 or 診断書 or 照会文書等 or 面談、電話等による聴取）より下表の i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できますか？

<医師の医学的所見に基づき必要性が想定される状態像>	
i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示第94号三十一のイに該当する者（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等）
ii	疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに告示第94号三十一のイに該当する ことが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化等）
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から告示第94号三十一のイに該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態はあくまで例であり、括弧内以外の状態であっても「必要性が想定される状態」と判断される場合もありうる。

<告示第94号三十一のイに該当する者>
日常的に寝返りが困難な者

○ 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できる
→確認依頼書の提出手続きを行ってください。

× 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できない
→この場合は介護保険を利用しての貸与は不可となります。

4. 認知症老人徘徊感知機器

⑥ まず最初に・・・

まずは直近の「認定調査票」を確認しましょう！

直近の認定調査票の各項目が下表に該当しますか？

(1) と (2) のいずれにも該当する者	
(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3-1 が「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は基本調査 3-2 ～基本調査 3-7 のいずれかが「2. できない」 又は基本調査 3-8 ～基本調査 4-15 のいずれかが「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
(2) 移動において全介助を必要としない場合	基本調査 2-2 が「4. 全介助」以外

○ 該当する場合

福祉用具の必要性が調査票により確認できるため、貸与可能。サービス担当者会議を開催し当該調査票を保存しておくこと。→この場合は保険者への確認依頼書の提出は不要です。

× 該当しない場合 →②へ進んでください

② 調査票で該当しない・・・

※貸与を開始するのは原則として確認依頼書の提出後です。

ただし、貸与の必要性が判断できなかった場合は確認依頼書の提出日にさかのぼり給付が取り消しになります。特別な事情がある場合で書類が貸与開始前に提出できない場合はあらかじめ保険者へ相談してください。新規申請や区分変更申請中でも書類の提出は可能ですので、保険者に提出後に貸与を開始してください。

医学的所見に基づき状態像が判断できますか？

医師の医学的所見（主治医意見書 or 診断書 or 照会文書等 or 面談、電話等による聴取）より下表の i ～ iii のいずれかの状態になることが判断できますか？

<医師の医学的所見に基づき必要性が想定される状態像>	
i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示第 94 号三十一のイに該当する者（例：パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象等）
ii	疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに告示第 94 号三十一のイに該当することが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化等）
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から告示第 94 号三十一のイに該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態はあくまで例であり、括弧内以外の状態であっても「必要性が想定される状態」と判断される場合もありうる。

<告示第 94 号三十一のイに該当する者>
1 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者
2 移動において全介助を必要としない場合

○ 医師の医学的所見より、i ～ iii のいずれかの状態になることが判断できる

→確認依頼書の提出手続きを行ってください。

× 医師の医学的所見より、i ～ iii のいずれかの状態になることが判断できない

→この場合は介護保険を利用したの貸与は不可となります。

5. 移動用リフト（段差解消機）

⑦ まず最初に・・・

まずは直近の「認定調査票」を確認しましょう！

直近の認定調査票の各項目が下表に該当しますか？

(1) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8が「3. できない」
(2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1が「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

○ 該当する場合

福祉用具の必要性が調査票により確認できるため、貸与可能。サービス担当者会議を開催し当該調査票を保存しておくこと。→この場合は保険者への確認依頼書の提出は不要です。

× 該当しない場合 →②へ進んでください

⑧ 調査票で該当しない・・・

生活環境において段差の解消が必要ですか？

生活環境において段差の解消が必要と認められる者	サービス担当者会議等の結果で判断
-------------------------	------------------

○ 段差の解消が必要と認められる

医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を通じた適切なマネジメントによりケアマネジャーが判断する。判断根拠等についてはケアプランに明記しておくこと。→この場合は保険者への確認依頼書の提出は不要です。

③ 「①・②」に該当しない・・・

※貸与を開始するのは原則として確認依頼書の提出後です。ただし、貸与の必要性が確認できなかった場合は給付できません。

特別な事情がある場合で書類が貸与開始前に提出できない場合はあらかじめ保険者へ相談してください。新規申請や区分変更申請中でも書類の提出は可能ですので、保険者に提出後に貸与を開始してください。

医学的所見に基づき移動用リフトが必要な状態像が判断できますか？

医師の医学的所見（主治医意見書 or 診断書 or 照会文書等 or 面談、電話等による聴取）より下表の i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できますか？

<医師の医学的所見に基づき必要性が想定される状態像>	
i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示第94号三十一のイに該当する者（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等）
ii	疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに告示第94号三十一のイに該当することが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化等）
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から告示第94号三十一のイに該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態はあくまで例であり、括弧内以外の状態であっても「必要性が想定される状態」と判断される場合もありうる。

<第95号告示第二十五号のイに該当する者>
1 日常的に立ち上がりが困難な者
2 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者
3 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

○ 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できる

→確認依頼書の提出手続きを行ってください。

× 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できない

→この場合は介護保険を利用した貸与は不可となります。

6. 移動用リフト（昇降座椅子）

① まず最初に・・・

まずは直近の「認定調査票」を確認しましょう！

直近の認定調査票の各項目が下表に該当しますか？

移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1 が「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
---------------------	-------------------------------

○ 該当する場合

福祉用具の必要性が調査票により確認できるため、貸与可能。サービス担当者会議を開催し当該調査票を保存しておくこと。→この場合は保険者への確認依頼書の提出は不要です。

× 該当しない場合 →②へ進んでください

② 調査票で該当しない・・・

※貸与を開始するのは原則として確認依頼書の提出後です。ただし、貸与の必要性が確認できなかった場合は給付できません。

特別な事情がある場合で書類が貸与開始前に提出できない場合はあらかじめ保険者へ相談してください。新規申請や区分変更申請中でも書類の提出は可能ですので、保険者に提出後に貸与を開始してください。

医学的所見に基づき状態像が判断できますか？

医師の医学的所見（主治医意見書 or 診断書 or 照会文書等 or 面談、電話等による聴取）より下表の i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できますか？

<医師の医学的所見に基づき必要性が想定される状態像>	
i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示第 94 号三十一のイに該当する者（例：パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象等）
ii	疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに告示第 94 号三十一のイに該当することが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化等）
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から告示第 94 号三十一のイに該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態はあくまで例であり、括弧内以外の状態であっても「必要性が想定される状態」と判断される場合もありうる。

<告示第 94 号三十一のイに該当する者>
移乗が一部介助又は全介助を必要とする者

○ 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できる
→確認依頼書の提出手続きを行ってください。

× 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できない
→この場合は介護保険を利用しての貸与は不可となります。

7. 移動用リフト（段差解消機・昇降座椅子以外）

⑩ まず最初に・・・

まずは直近の「認定調査票」を確認しましょう！

直近の認定調査票の各項目が下表に該当しますか？

(1) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8が「3. できない」
(2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1が「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

○ 該当する場合

福祉用具の必要性が調査票により確認できるため、貸与可能。サービス担当者会議を開催し当該調査票を保存しておくこと。→この場合は保険者への確認依頼書の提出は不要です。

× 該当しない場合 →②へ進んでください

② 調査票で該当しない・・・

※貸与を開始するのは原則として確認依頼書の提出後です。ただし、貸与の必要性が確認できなかった場合は給付できません。

特別な事情がある場合で書類が貸与開始前に提出できない場合はあらかじめ保険者へ相談してください。新規申請や区分変更申請中でも書類の提出は可能ですので、保険者に提出後に貸与を開始してください。

医学的所見に基づき状態像が判断できますか？

医師の医学的所見（主治医意見書 or 診断書 or 照会文書等 or 面談、電話等による聴取）より下表の i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できますか？

<医師の医学的所見に基づき必要性が想定される状態像>	
i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示第94号三十一のイに該当する者（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等）
ii	疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに告示第94号三十一のイに該当することが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化等）
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から告示第94号三十一のイに該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態はあくまで例であり、括弧内以外の状態であっても「必要性が想定される状態」と判断される場合もありうる。

<告示第94号三十一のイに該当する者>
1 日常的に立ち上がりが困難な者
2 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者

○ 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できる
→確認依頼書の提出手続きを行ってください。

× 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できない
→この場合は介護保険を利用した貸与は不可となります。

8. 自動排泄処理装置

① まず最初に・・・

まずは直近の「認定調査票」を確認しましょう！

直近の認定調査票の各項目が下表に該当しますか？

(1) か (2) のいずれかに該当する者	
(1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 が「4. 全介助」
(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 が「4. 全介助」

○ 該当する場合

福祉用具の必要性が調査票により確認できるため、貸与可能。サービス担当者会議を開催し当該調査票を保存しておくこと。→この場合は保険者への確認依頼書の提出は不要です。

× 該当しない場合 →②へ進んでください

② 調査票で該当しない・・・

※貸与を開始するのは原則として確認依頼書の提出後です。ただし、貸与の必要性が確認できなかった場合は給付できません。

特別な事情がある場合で書類が貸与開始前に提出できない場合はあらかじめ保険者へ相談してください。新規申請や区分変更申請中でも書類の提出は可能ですので、保険者に提出後に貸与を開始してください。

医学的所見に基づき状態像が判断できますか？

医師の医学的所見（主治医意見書 or 診断書 or 照会文書等 or 面談、電話等による聴取）より下表の i～iii のいずれかの状態になることが判断できますか？

<医師の医学的所見に基づき必要性が想定される状態像>	
i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示第 94 号三十一のイに該当する者（例：パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象等）
ii	疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに告示第 94 号三十一のイに該当することが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化等）
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から告示第 94 号三十一のイに該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態はあくまで例であり、括弧内以外の状態であっても「必要性が想定される状態」と判断される場合もありうる。

<告示第 94 号三十一のイに該当する者>
1 排便が全介助を必要とする者
2 移乗が全介助を必要とする者

○ 医師の医学的所見より、i～iii のいずれかの状態になることが判断できる
→確認依頼書の提出手続きを行ってください。

× 医師の医学的所見より、i～iii のいずれかの状態になることが判断できない
→この場合は介護保険を利用した貸与は不可となります。

